

第2章 環境教育等の基本的な考え方

第1節 環境教育等における目標

あらゆる主体の活動・行動のもと持続可能な社会をつくり、沖縄21世紀ビジョンの将来像の達成を目指すため、次の3つの目標を設定して取り組みます。

- ◆目標1：環境問題に気づき、学習し、主体的な判断ができる人が育つ
- ◆目標2：環境問題の解決に向けて自ら進んで取り組む実践的な人や組織が育つ
- ◆目標3：環境保全活動の輪が広がり、環境のもたらす恵みを次世代に引き継ぐ

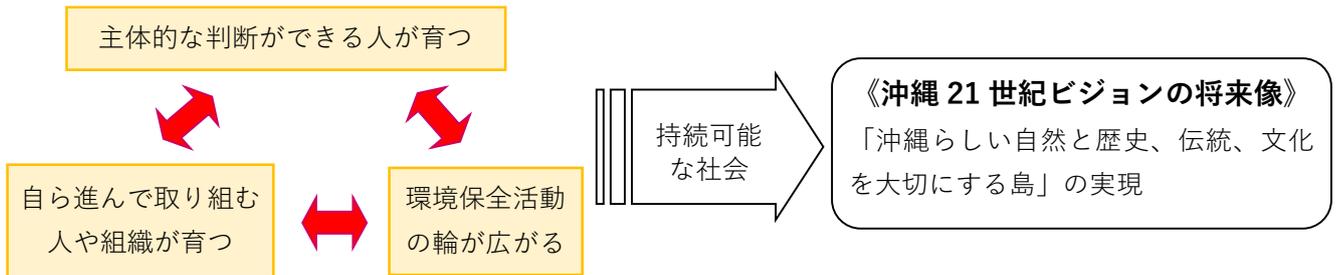


図2-1 環境教育等における目標

第2節 目標の達成に向けて

本計画では、目標の達成に向けて、県民、民間団体、事業者、行政等多様な主体の連携及び役割分担、協力により、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、子どもからシニア世代を含めた大人までのライフステージに応じた環境教育等を推進し、環境保全の意欲の増進を図ります。

さらに、各主体が積極的に参加し、自ら行動するとともに、相乗的な効果が発揮されるよう各主体における連携・協働の取組を推進していきます。



図2-2 連携・協働による相乗効果

第3節 環境教育等における沖縄の将来像

環境教育等で育むべき能力は、大きく「未来を創る力」と「環境保全のための力」に分けられます。これらの力を育み、環境を考えて行動する人間を育て、『沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島』の達成を目指します。

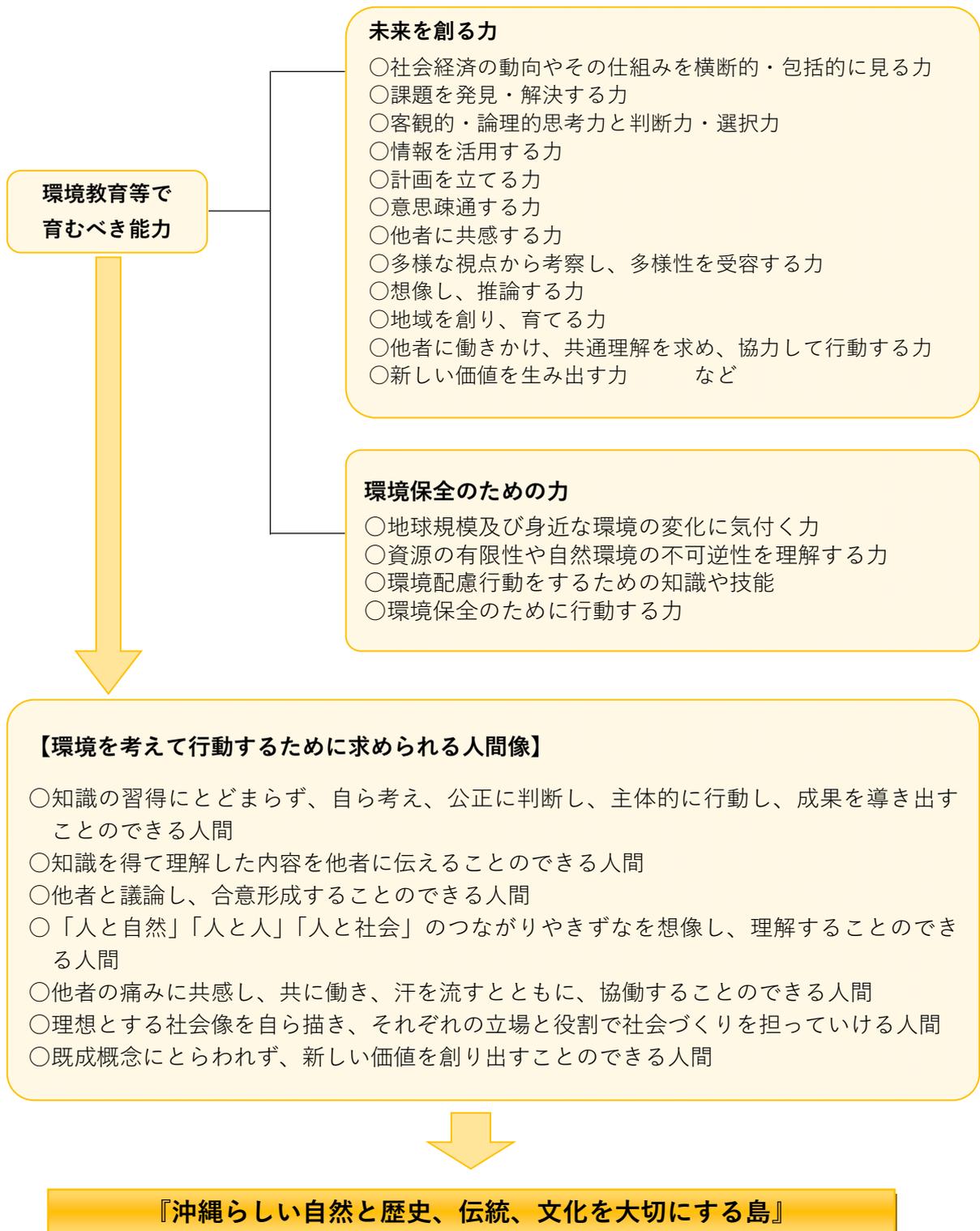


図 2-3 環境教育等における沖縄の将来像

第4節 環境教育等を進める上で重視すべきこと

環境教育等は、社会生活での様々な課題を認識し、解決するための行動へとつなげる力を学ぶことが必要です。そのため、環境教育等を指導していく上で、以下の視点が重要となります。

- (1) 環境教育等での学び・取組の中で社会状況や課題を知り、持続可能な社会の担い手として自発的な活動につなげる視点を重視しておくことが必要です。
- (2) あらゆる世代が多種多様な機会・場所で、自ら主体的に環境について学習できるようにします。
 - ・身近な動植物や貴重な自然環境とのふれあい等の体験により、私たち人間は、環境の中で生き、その恵みで生活していることへの気付きと関心を高めていきます。
 - ・環境問題を引き起こしている原因や社会経済の仕組みと日常生活との関わりを学び、環境に対する責任と役割を理解できるようにします。
 - ・日常生活や事業活動において、人間が環境に与えている影響について共通した認識を持ち、その影響を減らすための姿勢を育成するとともに、自らの行動が未来社会を築くという夢をもって、進んで環境保全活動に取り組み、問題を解決する能力を育成していきます。
- (3) 活動の場、適切な情報等を提供することにより、家庭・地域・学校・職場その他のあらゆる場において、環境負荷低減に向けて、主体的・継続的な活動が実践され、取組が広がるように支援します。
- (4) 多様なテーマによる環境活動においてSDGsの考え方にに基づき、「自然・生命（自然調和型社会）」「エネルギー・地球温暖化（脱炭素社会）」「ごみ・資源（資源循環型社会）」「ともに生きる（共生社会）」の要素を意識することで、活動の広がりを図ります。（参照：図 1-4 環境分野別の学習内容（P.4））

また、このような視点の基で、環境教育が適切に進められることで、図 2-4 に示す4つの作用による好循環が期待されます。

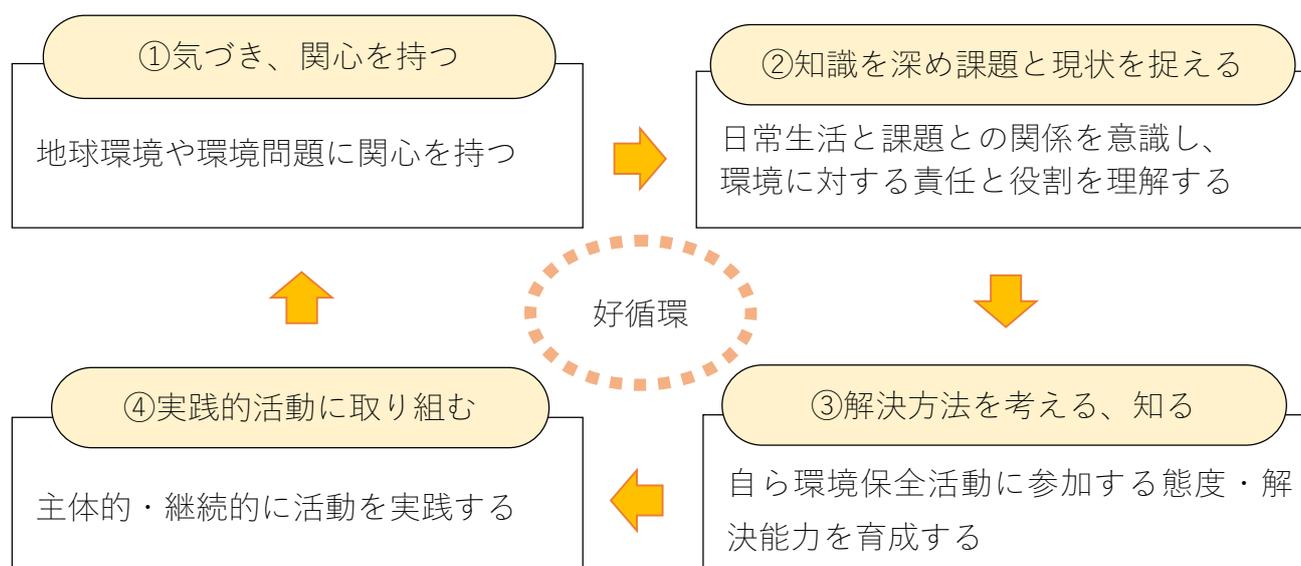


図 2-4 環境教育に期待される4つの作用

第5節 各主体の役割

本県の豊かな自然環境の保全・再生・適正利用を図り、持続可能な循環型社会の構築、脱炭素島しょ社会を実現するためには、家庭・学校・地域・事業者・民間団体・行政等の各主体が、環境問題への取組を自らの問題としてとらえ、自発的に活動し、お互いの活動を理解し、立場を尊重し、適切な役割を担うとともに、様々な主体の支え合いによる協働取組を進めることが必要です。

1 家庭の役割

家庭は、社会を構成する中で最も小さな主体であり、特に幼年期及び就学年齢期の子どもたちの環境教育の場として、大人が子どもたちに対し、環境に配慮する意識や行動の重要性について伝えていく役割を担います。

例えば、省エネルギーの取組、食べ残しの削減、マイバックやマイボトルの使用、ごみの減量・分別の徹底など、環境に配慮した日常生活を積極的に実践し、家庭でのコミュニケーションや子どもへのしつけを通して、家庭でできる取組・行動を拡大させていくことが求められます。

家庭が果たす役割は大きく、日々の暮らしと環境との関わりについて考える機会を持つことが大切で、家庭で得た知識や取組を学校・地域・職場等で活かすとともに、逆に、学校・地域・職場において学んだ取組を家庭生活の中でも反映させるという双方向の学びが期待されます。

2 学校等の役割

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び児童館・児童センターなどでは、幼年期から就学年齢期の発達段階に応じた自然体験教育、エネルギーやリサイクル等の環境教育を行うことにより、持続可能な社会を担う人材を育成する役割を担います。

幼稚園、保育所、認定こども園においては、遊びや体験活動などを通して、幼児が身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中でさまざまな気づきが得られるような取組が求められます。

学校においては、ESD の実践の場として、環境に関する知識の習得のみならず、様々な学習活動における体験の機会を通して、児童・生徒が環境保全のために主体的に考え、自主的に行動することができる能力を育成することが期待されます。教育活動の全体を通じて、発達段階に応じた環境教育を行うことや児童・生徒等が実体験を通じて環境について学ぶ機会が充実されるよう、地域の自然や文化等を活用した生活体験・自然体験活動・勤労生産体験活動・社会奉仕体験活動等の体験活動について、学校ごとの特色のある取組が求められます。

大学については、教育機関であるとともに、講演会や学習会等を通して学校・地域における環境教育等を実施する役割も担います。

3 地域の役割

地域社会は、年齢、職業、価値観などが異なる様々な人達が、居住する地域の学習会や様々な活動に取り組むことを通じ、環境保全について学び合う場としての役割を担います。例えば、住民自らが自治会、子供会、老人会などにおける省エネルギーに係る講習会、美化活動、清掃活動、リサイクル活動、自然保護活動など、地域に根差した環境保全活動に積極的に参加する機会を作っていくことが求められます。

4 事業者の役割

事業者には、事業活動が環境に及ぼす影響を認識し、製品やサービスのライフサイクル全体での環境負荷の低減や環境配慮に努め、環境と経済を同時に発展させていくことが期待されます。また、社会貢献（CSR）として、地域の環境保全活動への積極的な参画や、自らの施設や人材、ノウハウ等を活かした環境学習等を通じ、学校や地域等との連携・協働が期待されます。こうした取組を進めるためには、経営者から従業員までの全体の理解と参画を進めていくことが重要です。

事業者は公益的な活動の担い手として不可欠な存在となっており、地域の環境課題等の解決に向けて、様々な主体と連携して環境保全活動を推進することが求められます。環境保全活動に取り組むことで、業務プロセス改善によるエネルギー、廃棄物等の経費の削減、地域における企業イメージや信頼度、社内コミュニケーションや従業員の事業活動への意識の向上につながることを期待されます。

5 民間団体の役割

NPO 等民間団体は、それぞれの活動を通じ、豊富な知識と経験、幅広いネットワークを蓄積していることから、自然体験教育、エネルギーやリサイクル等の環境教育の推進者としての役割を担います。

これらの民間団体は、それぞれに専門性を有していることから、その特色を活かした環境教育や環境保全活動を自ら展開していただくだけでなく、県民・学校・事業者・行政など各主体間の連携・協働に積極的に関わり、人材の提供やネットワークの形成など、他の主体の環境教育を支援する役割も期待されます。

6 行政の役割

県や市町村等の行政は、地域の環境の現状や課題等を把握し、地域の自然的・社会的条件に応じた環境教育に関する施策を策定し、総合的、計画的に推進する役割を担います。

地域の実情に応じた情報や学習機会の提供及び人材の育成等を推進し、他の主体の環境教育や環境保全活動を支援していくことが求められます。

あわせて、県と各市町村、各教育委員会、高等教育機関及び環境保全活動団体等との連携を強化し、取組の効果的な展開を図ります。

また、行政は自らも事業者であるという立場から、公共事業における資源の循環的な利用、庁舎や公共施設での省エネルギーの実践、ごみの減量と分別、クリーンエネルギーの活用など、自ら率先して環境に配慮した取組を進める必要があり、職員に対する研修等を実施することも求められます。

併せて、地域における環境保全活動の輪を広げるため、県と各市町村、各教育委員会、高等教育機関及び環境保全活動団体等との連携を強化し、各主体の活動情報を相互に発信するなど、各取組の効果的な展開を図ります。

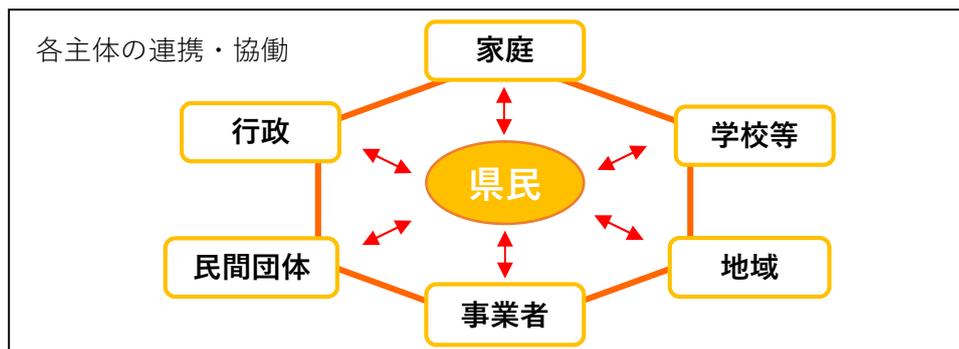


図 2-5 各主体の連携・協働のイメージ

第3章 環境教育等の現状と課題の整理、今後の方向性

施策展開Ⅰ 人材育成・活用と研修等の充実

1-1 現状

- (1) 各地域の指導者について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、民間のエコツアー（修学旅行を含む）や学校・地域社会での出前講座、環境イベント等で活用が図られているところではあります。
- (2) 多くの教育関係者に対して、環境教育に関する研修会（環境学習指導者講座、ESD 研修会）を実施したことで、環境保全に対する知識の習得や指導力向上に寄与することができました。
- (3) 環境教育推進校を継続して指定し、環境教育を重視した授業や課外授業を展開した結果、環境問題について自発的に行動する次世代リーダーの育成に寄与することができました。

1-2 課題

- (1) 森林ツーリズムガイド登録者数については、やんばる3村における世界自然遺産登録に向けた森林ツーリズムの各種支援を実施してきた結果、ガイドの人材育成に繋がっています。一方で、地域や学校等で、地球温暖化対策の正しい知識の普及や実践行動を促進するため、地球温暖化防止活動推進員の育成や活用の促進を実施しているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて充分に行えていない状況にあります。

取組事業	活動指標	H24 基準値	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4 目標値
地球温暖化防止活動推進員	推進員数	67人	57人	75人	73人	60人	90人
森林ツーリズムガイドの育成支援	登録ガイド数	-	3人	35人	35人	35人	30人

- (2) 令和4（2022）年7月に実施した学校へのアンケートで、「環境教育を実施したことで、環境問題への理解が深まるなどの効果があった」か尋ねたところ、約6割の小・中学校で「影響があった」と回答しており、環境教育が重要であることが改めて確認できたことから、さらなる意識向上を図る取組を推進する必要があります。
- (3) 地域の環境保全活動を促進するためには、効果的な環境教育を実施できる指導者やリーダー的役割を果たす人材の育成と、その活用を促すための仕組みづくりを推進する必要があります。

1-3 第2次計画の方向性：取組強化

理由：コロナ禍の影響により、人材育成・研修等が停滞しており、回復に向けて活動の強化が必要であることから、取組強化とする。

- (1) 地域で活動している環境保全活動団体の持続的な活動を支援するため、活動団体間の交流の場を創出し、さらなる活動の推進に向けた連携体制や意識向上を図ります。
- (2) 感染症対策を適切に講じながら、人材育成に関する効果的な研修等を行うとともに、育成した人材の積極的な活用を図ります。
- (3) 教育関係者に対する環境教育研修や環境教育推進校指定による次世代リーダーの育成については重要な取組であることから、SDGsの視点を強化するなど、さらなる質の向上を目指します。

施策展開Ⅱ 情報基盤の充実と連携の強化

2-1 現状

- (1) 県民が環境問題や環境教育等に多角的な視点を持つためには、客観的で正確な環境情報を適宜提供していくことが重要です。
- (2) 本県における環境活動の拠点である沖縄県地域環境センターにおいて、様々な環境教材の貸出のほか、環境イベント等の情報をホームページや情報誌「島エコだより」、SNS 等で発信するとともに、県環境部各課のホームページで、大気汚染物質常時測定に係るリアルタイムでの情報提供、公共用水域及び地下水の水質測定結果、サンゴのモニタリング結果等、各種情報の最新データの提供を行うなど、県民に対して客観的で正確な環境情報を提供してきました。
- (3) ウェブサイト「まなびネットおきなわ」を通して、各種関係機関の最新の活動情報を情報発信・共有したことで、各主体間の連携強化を図ることができました。

取組事業	活動指標	H24 基準値	R3	R4 目標値
沖縄県生涯学習情報プラザ (まなびネットおきなわ)	情報登録数	21,506 件	30,348 件	27,300 件
	情報提供者数	139 人	225 人	210 人

2-2 課題

- (1) 令和 3 (2021) 年度に実施した県民アンケート調査 (※1) で、行政等に望む効果的な対応策として、「環境情報の収集・管理・提供システムを整備し、情報の提供を進めることが重要」との回答が8割を超えていることから、引き続き正確な環境情報の提供を進めていく必要があります。
※1 沖縄県の望ましい環境像に関する県民意識調査 (令和3 (2021) 年6月)
- (2) 令和 3 (2021) 年度に実施した県民アンケート調査 (※2) で、ボランティア (地域活動) をしていない理由として、「ボランティアに関する十分な情報がない」などの理由が約 2 割を占めていることから、今後、県民の参画を促すため、ボランティア希望者と環境団体とのマッチングに向けた情報交換の場を設ける必要があります。
※2 男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査 (令和3 (2021) 年1月)
- (3) 自発的な環境学習を促進するため、情報を容易に入手できる環境を整える必要があります。

2-3 第2次計画の方向性：取組強化

理由：YouTube や SNS など、情報伝達媒体が変化してきており、様々な媒体の活用及びアクセシビリティの向上に取り組む必要があることから、取組強化とする。

- (1) 各種団体の環境保全活動の輪を広げるため、各主体の活動情報を発信するとともに、環境保全活動を希望するボランティアとニーズをマッチングするなど、県民の参画を促す取組を実施していきます。
- (2) 県民が欲しい情報を容易に入手できるよう、紙媒体だけでなく、普及啓発動画の作成等について取り組むとともに、ウェブアクセス方法について、QR コードの活用やリンクを貼るなど、利便性向上に取り組みます。

施策展開Ⅲ 場や学習機会の提供

3-1 現状

- (1) 県立青少年の家などの自然体験施設では、あらゆる世代を対象とした多様な自然体験や環境学習講座等を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、体験学習の機会を十分に提供できていない状況にあります。同じく県民環境フェアや各種講習会等のイベントについても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、中止又は減少しましたが、おきなわ県民カレッジでは、デジタルの活用により学習の機会を提供することができました。
- (2) オンライン上の取組である沖縄県生物多様性プラザについても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けることなく、環境学習の機会を提供することができました。

取組事業	活動指標	H24 基準値	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4 目標値
県立青少年の家	年間 利用者数	201,733 人	214,891 人	197,734 人	87,357 人	85,418 人	210,000 人
沖縄県生物多様性プラザの設置	年間 利用者数	—	39,353 人	85,590 人	137,238 人	165,914 人	5,000 人

3-2 課題

- (1) 沖縄県地域環境センターの出前講座については、必要に応じて対面講座からオンライン講座に切り替えるなどして、環境学習の機会を確保することができました。一方で、開催地が本島中南部に集中しており、北部や離島での開催に取り組む必要があります。

取組事業	活動指標	H24 基準値	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4 目標値
沖縄県地域環境センターによる出前講座等	開催数	52 回	61 回	74 回	65 回	79 回	30 回 以上

- (2) 体験の機会の場の認定については、認定申請に関する手引きを作成するなど、申請を促しているところですが、対象施設が民間所有の土地や建物に限られる等の要因から認定には至っていません。

3-3 第2次計画の方向性：継続実施

理由：引き続き、自然体験施設や各種講習会等において、学習の機会や場の提供に取り組んでいくものとし、継続実施とする。

- (1) 環境保全の意識高揚には、体験的な学習が効果的であることから、引き続き感染拡大防止に配慮しながら、あらゆる主体に対して、体験活動や環境学習、環境イベント等、多種多様な学習の機会や場を提供します。
- (2) 場所や時間等に縛られることなく、環境学習の機会を確保するため、オンライン講座やライブ配信等、デジタルを活用した取組などについても推進します。

施策展開Ⅳ 教材・プログラムの整備と活用

4-1 現状

- (1) 地球温暖化対策、廃棄物、自然環境、赤土など、様々な環境問題に関する普及啓発教材を作成し、県内の各小学校に配付するなど、環境教育普及啓発教材の利用促進を図っています。
- (2) 沖縄の特色を活かした指導者用教材「おきなわ環境教育プログラム集」や気候変動に関する教材等を沖縄県地域環境センターや沖縄県地球温暖化防止活動推進センターにおける出前講座や自然観察会等で活用しています。
- (3) 民間団体等が保有する教材や体験プログラムについても沖縄県地域環境センターのホームページ等で発信しているほか、出前講座や体験イベント等で積極的に活用しています。

【環境教育普及啓発教材】



〈みんなの力で未来を変える SDGs〉 〈おきなわ環境教育プログラム集〉 〈気候変動対策学習教材〉 〈おきなわの環境〉

4-2 課題

- (1) 令和4（2022）年7月に学校機関に実施したアンケートで、「おきなわ環境教育プログラム集」を活用・参考しているのは、小中学校で44.8%、高校で33.3%と低いことが分かりました。学校機関における環境学習を推進するため、引き続き学校教職員に対してプログラム活用に向けた研修会を行うとともに、学校現場から活用に向けた課題等を集め、活用促進策を検討していく必要があります。
- (2) 学習したことを日常生活に取り入れ、実際に行動に移していくことは難しいことから、環境教育と日常生活との繋がりを意識したプログラムづくりに取り組む必要があります。

4-3 第2次計画の方向性：継続実施

理由：引き続き、整備した教材やプログラムの積極的活用や情報提供を行うとともに、社会情勢に対応する教材等の整備に取り組んでいくものとし、継続実施とする。

- (1) 教材・プログラムの整備については、環境教育と日常生活とのつながりを意識して策定するとともに、社会情勢に対応するよう計画的に整備（改定）を行っていきます。
- (2) 整備した教材やプログラムについては、指導者向け研修や出前講座、各種イベントを通じて積極的に活用するとともに、学校機関のほか、公民館や青少年の家等の社会教育施設、地域における環境活動において、活用促進を図ります。
- (3) 民間団体や事業者が保有する教材・プログラムについても、沖縄県地域環境センターや各種環境イベントで活用するとともに、学校や地域、職場等で活用が図られるよう、ホームページ等で情報提供を行います。
- (4) 県民が欲しい情報を容易に入手できるよう、紙媒体だけでなく、デジタル教材やYouTube等の普及啓発動画の作成等についても取り組んでまいります。

施策展開Ⅴ 協働取組の推進と民間団体等への支援

5-1 現状

(1) SDGs の浸透に伴って、近年、企業の社会貢献意識が向上しており、県内でも様々な分野で寄付が行われています。環境分野への寄付事業者の表彰やホームページでの紹介を通じ、企業の協働を促す取組として、寄付件数の増加を図っています。

取組事業	活動指標	H24 基準値	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4 目標値
CSR（企業の社会的責任活動）の普及	おきなわアジェンダ 21 県民会議への寄付企業数	9 件	2 件	6 件	2 件	8 件	20 件

5-2 課題

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、県民参画による活動が縮小している状況にあります。が、海岸漂着ごみ問題のほか、外来種問題への対応など、これまで以上に県民参画による取組が求められているところです。

取組事業	活動指標	H24 基準値	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4 目標値
ちゅら島環境美化促進事業 (全県一斉清掃)	参加人数	55,000 人	49,000 人	52,000 人	2,835 人	2,628 人	増加
まるごと沖縄クリーンビーチ (全県一斉海岸清掃)	参加人数	11,065 人	12,548 人	13,357 人	9,542 人	11,263 人	増加

(2) 県では NPO 等民間団体に対する環境保全活動への補助や助成等を実施していますが、令和 3（2021）年度に民間団体等に対して実施した調査（※）では活動資金の確保に苦慮しているとの意見があることから、改善が充分には進んでいない状況にあります。

※ 沖縄県の望ましい環境像に関する県民意識調査（令和 3（2021）年 6 月）

5-3 第 2 次計画の方向性：取組強化

理由：コロナ禍の影響により、県民参画による活動等が縮小傾向にあり、活動促進の必要があること、また、自然環境保全のための外来種対策等に取り組む必要があることから、取組強化とする。

(1) SDGs の達成や本県の豊かな自然環境を継承するため、市町村及び関係機関と連携し、ごみ問題に取り組むとともに、外来種防除に関して多様な主体が参画できる体制を構築するなど、取組を強化します。

(2) 引き続き、NPO 等民間団体が実施する環境保全活動に対し、資金面による支援や優れた活動に対する表彰を実施するなど、協働して取組を推進していきます。

施策展開VI 普及啓発

6-1 現状

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、環境フェアや環境月間のイベントなどにおける、家庭や事業所等での自発的な環境保全活動を推進する取組が十分に実施できていない状況にあります。
- (2) 令和3（2021）年7月に、希少な動植物が生息・生育する生物多様性に富んだ地域として普遍的価値が認められ、沖縄本島北部及び西表島が世界自然遺産に登録されました。豊かな自然環境を「県民の宝」として、次世代に引き継いでいけるよう、県民の認識を深め、意識の向上を図っていくことが重要です。

6-2 課題

- (1) 近年、SDGs への関心の高まり等を受けて、様々なメディアで環境問題が取り上げられており、県民の環境問題への関心は年々高まっています。時代の変化や世代の変化にも対応し、正しい情報を伝えていくためには、関係機関が連携し、普及啓発を継続していくことが必要です。
- (2) 近年注目されている脱炭素に関する取組等やプラスチック問題、食品ロスに関する取組等の新たな課題についても、関心と理解を深めるため、各種イベント等での普及啓発を強化して取り組む必要があります。

6-3 第2次計画の方向性：取組強化

理由：世界自然遺産登録地をはじめとする本県の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、さらなる県民の意識向上を図る必要があること、また、近年注目されている環境問題に対応する必要があることから、取組強化とする。

- (1) 近年注目されている脱炭素化やプラスチック問題、食品ロス等に関して普及啓発するなど、取組を強化します。
- (2) 環境保全の意識高揚には、体験的な学習が効果的であることから、引き続き感染拡大防止に配慮しながら、環境フェア等の各種イベントを効果的に実施します。また、必要に応じてライブ配信等のデジタルコンテンツも活用します。
- (3) 世界自然遺産登録地の保護と適正な利活用の両立を図るため、希少種保護や外来種対策、適正利用の促進等、各種普及啓発を実施します。



環境フェアと環境月間